

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

12月10日～16日 が定められました

今年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国と地方公共団体の責務などが定められるとともに、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

これは、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として定められました。

我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

家屋の取り壊し・住宅用地変更の届出をお忘れなく

■家屋を取り壊した方へ

固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税します。平成18年中に家屋を取り壊した方は、早めに担当課へ届出

12月の市税ごよみ

20日 国民健康保険税第5期分の督促状の発送
26日 固定資産税第4期分、国民健康保険税第6期分の納期限
※督促状1通につき100円の督促料と延滞金をいただきます。

をしてください。

■住宅用地の変更をした方へ

宅地の固定資産税は、その宅地が住宅用地であるか否かで異なります。住宅用地を住宅以外の用地に変更した方、住宅以外の用地を住宅用地にした方は、早めに担当課へ届出をしてください。

■届出先

- 市庁舎本館資産税課
資産税第1係・第2係
(内線2273・2274)
- 東予総合支所税務課
資産税係 (内線125)
- 丹原総合支所税務課
資産税係 (内線215)
- 小松総合支所税務課
資産税係 (内線113)

東予広域都市計画臨港地区の変更案の縦覧を行います

東予広域都市計画臨港地区の新たに造成された用地と整備中の用地について、港湾管理者が管理運営を行うため、追加指定を行います。

この臨港地区の変更（愛媛県決定）について縦覧を行います。変更後、臨港地区は約1152畝になる予定です。

■縦覧期間

12月5日(火)～19日(火)

■縦覧場所 市庁舎別館2階都市計画整備課

■問合せ

市庁舎別館都市計画整備課
都市計画係(内線2742)



凡例 ■追加区域 ■既決定区域

■該当追加区域
○西条市：船屋乙、ひうち、喜多川、氷見、今在家、北条、大新田の各一部
○新居浜市：惣開町、磯浦町の各一部

▼西条市の災害復旧状況をお知らせします▼

■災害復旧工事の進捗状況 (件数)

(平成18年11月1日現在)

区分	道路	河川	農林	公園	その他	合計
完了工事	市 193 県 86	104 124	646	14	12	969 210
工事中	市 9 県 5	1 2	3			13 7
発注予定	県	2				2
合計	293	233	649	14	12	1,201

■主要な災害復旧工事の進捗状況

(平成18年11月1日現在)

区分	復旧箇所 (該当地区)	件数	進捗率	備考
道路 (市工事)	市道武丈丸野線 (武丈～丸野)	9件	72%	市之川～丸野間工事状況で通行可
道路 (県工事)	国道194号 (中野～藤之石)	16件	96%	通行可能 (荒川は仮道)
	西条久万線 (中野～西之川)	40件	96%	通行可能 (一部路側工事)
河川 (県工事)	早川 (西早川)	2件	80%	2件完了 平成19年2月以降2件発注予定
	市之川 (市之川、津越)	8件	80%	6件完了 残り平成19年3月完了予定

■総件数・進捗率 市工事：982件・98% 県工事：219件・97%

■問合せ 市庁舎本館災害復旧対策室 内線5843

互いに認め、助け合う社会に

12月3日～9日は

「障害者週間」

あなたの周囲には、障害のある人はいますか。障害のある人の多くは社会の中でいくつもの困難を抱えています。

すべての人が快適に生活できる社会を実現するため、障害のこと、障害のあることについて考えてみませんか。

